

愛媛県土砂等の埋立て等による
土壌の汚染及び災害の発生の
防止に関する条例

申請の手引き

愛 媛 県

令和6年3月

目 次

○土砂等の埋立て等を実施される方への留意事項	1
○許可制度の概要	4
○許可を受けた者の義務	5
○条例に関するQ & A	6
○許可申請の必要書類一覧表	15
○特定事業許可申請書等作成要領等	23
I 特定事業許可申請書	23
II 特定事業（一時堆積事業）許可申請書	30
III 土砂等搬入届	30
IV 土砂等採取場所証明書	32
V 検査試料採取調書	32
VI 特定事業状況報告書	32
VII 特定事業水質・土壌検査報告書	33
VIII 土砂等の埋立て等に関する標識	33
IX 特定事業区域の境界表示	33
X その他	34
○特定事業許可申請書等記載例	39
○申請書等の提出窓口	63

土砂等の埋立て等を実施される方への留意事項

I 土砂等の埋立て等実施にあたって

- 1 条例の規制対象である「土砂等の埋立て等」とは、土砂等を堆積する行為であるため、宅地造成や建設残土の仮置きなども含みます。
- 2 「土砂等の埋立て等」のうち、埋立て等の区域外の土砂を使用して埋立て等を行う区域の面積が3,000㎡以上の場合（条例では「特定事業」といいます。）は、事前に知事の許可を受けなければなりません。
なお、特例として許可を受ける必要のない行為もありますので、県庁循環型社会推進課、特定事業区域を管轄する地方局本局又は支局の環境保全課にお問い合わせください。

II 許可申請にあたって

1 申請者（特定事業を行う者）について

「土砂等の埋立て等」とは、土砂等の埋立て、盛土堆積をする「事実行為」を意味するため、土砂の埋立て等を行うすべての者が規制の対象となりますが、許可の対象となる「特定事業」とは、埋立て等の行為の継続的行為に関する主体性をもった「事業」と位置付けています。

したがって、「特定事業を行う者」とは、継続性を持った土砂等の埋立て等の行為を施工、管理する者であり、主体的及び包括的な支配力を持つ者が申請することとなります。

なお、開発行為等に係る特定事業で、施工業者（請負業者等）が当該事業を施工、管理する場合は、施工業者が申請者（特定事業を行う者）となります。

2 申請に必要な事項について

15～18ページの「許可申請の必要書類一覧表」に掲げる書類等が必要です。また、特定事業を管理する事務所の設置（既存の事務所が現場近くに存在する場合を除く）や特定事業区域内の表土（埋立て前の表土）の汚染状況を確認するための土壌検査の結果証明書が必要です。

○表土の土壌検査について

特定事業区域が1ヘクタールを超える場合は、当該区域を1ヘクタール以内の区域に等分し、区域ごとに試料を採取し、それぞれについて検査を行わなければなりません。

特定事業区域内の表土から試料を採取し、分析機関（環境計量証明事業所）

に検査を依頼してください。試料を自らが採取する場合は、検査を依頼する分析機関に容器、採取量、採取方法などをよく確認しておくことが必要です。

なお、採取方法は、日本工業規格に定めるサンプリング方法や、「土壌汚染対策法施行規則」（平成14年12月26日環境省告示第29号）第6条の試料採取方法に準拠して採取してください。

分析機関に検査を依頼する際、**条例施行規則別表第1（土砂基準）**を提示し、検査項目及び検査方法に誤りのないよう注意してください。

（埋立て等の目的が「田」の場合、「砒素」「銅」の項目についての含有試験も行う必要があります。）

3 他法令等の許認可等について

この条例による申請書類を提出し、許可を受けても、他の関係法令等の許認可等を受けていなければ、特定事業を実施することはできません。

申請の前には、事業を行う際に関係する法律、条例などや、その許認可、届出の可否を十分確認し、**必要な手続**をしてください。

関係法令等については、特定事業場のある市町役場や、管轄する地方局などへお問い合わせください。

※ **許認可等の例**（一例ですので、他法令等にも十分留意してください。）

・都市計画法	…地方局建設部（土木事務所）または市役所
・土壌汚染対策法	…地方局環境保全課、松山市環境指導課
・法定外公共用財産（農道、水路等）	…それぞれの管理者（市町担当課等）
・農地法（田、畑）	…市町農業委員会
・道路、河川等の公共施設	…それぞれの管理者
・森林法（山林）	…地方局森林林業課（出先を含む）
・ため池	…地方局農村整備課（出先を含む）

4 申請書の提出について

申請の窓口は、**特定事業場の所在地を管轄する地方局本局又は支局健康福祉環境部環境保全課**です。

63ページに、県内の**市町別**の「申請書等の提出窓口」を記載しています。

Ⅲ インターネットを利用した情報の入手先（愛媛県庁ホームページからの検索方法の一例）

1 条例及び条例施行規則本文

愛媛県庁ホームページ(<https://www.pref.ehime.jp/>) → 県の条例・規則等（愛媛県法規集） → 五十音検索（「と」）

2 申請の手引き

愛媛県庁ホームページ → くらし・防災 → 環境啓発・危険生物・ごみ → 循環型社会推進課 → 土砂条例関係 → 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例について → マニュアル

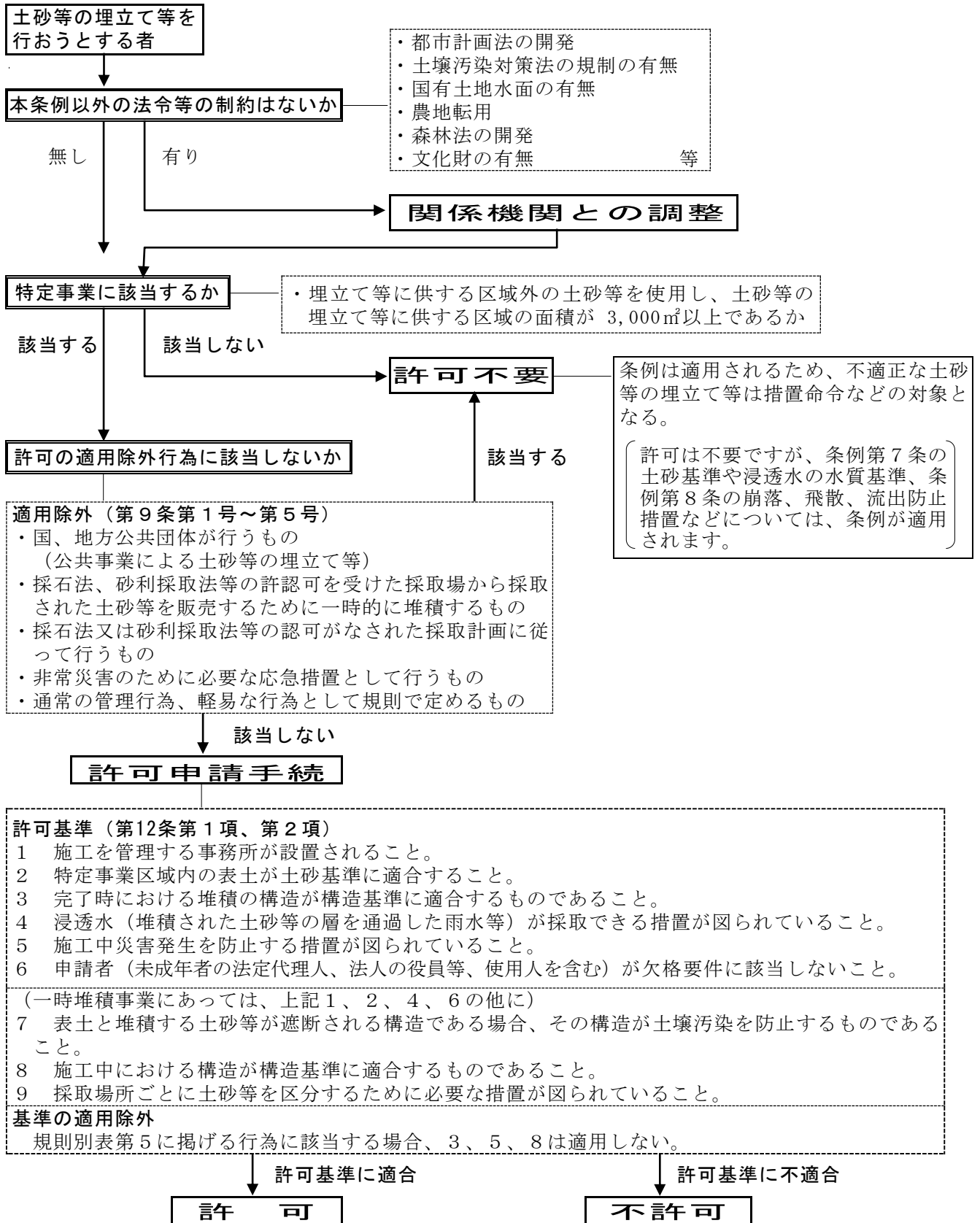
3 申請書等の電子データ

愛媛県庁ホームページ → 電子行政サービス → 手のひら県庁（えひめ電子申請システム・えひめ施設利用予約システム） → 分類別一覧 → 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例関係

許可制度の概要

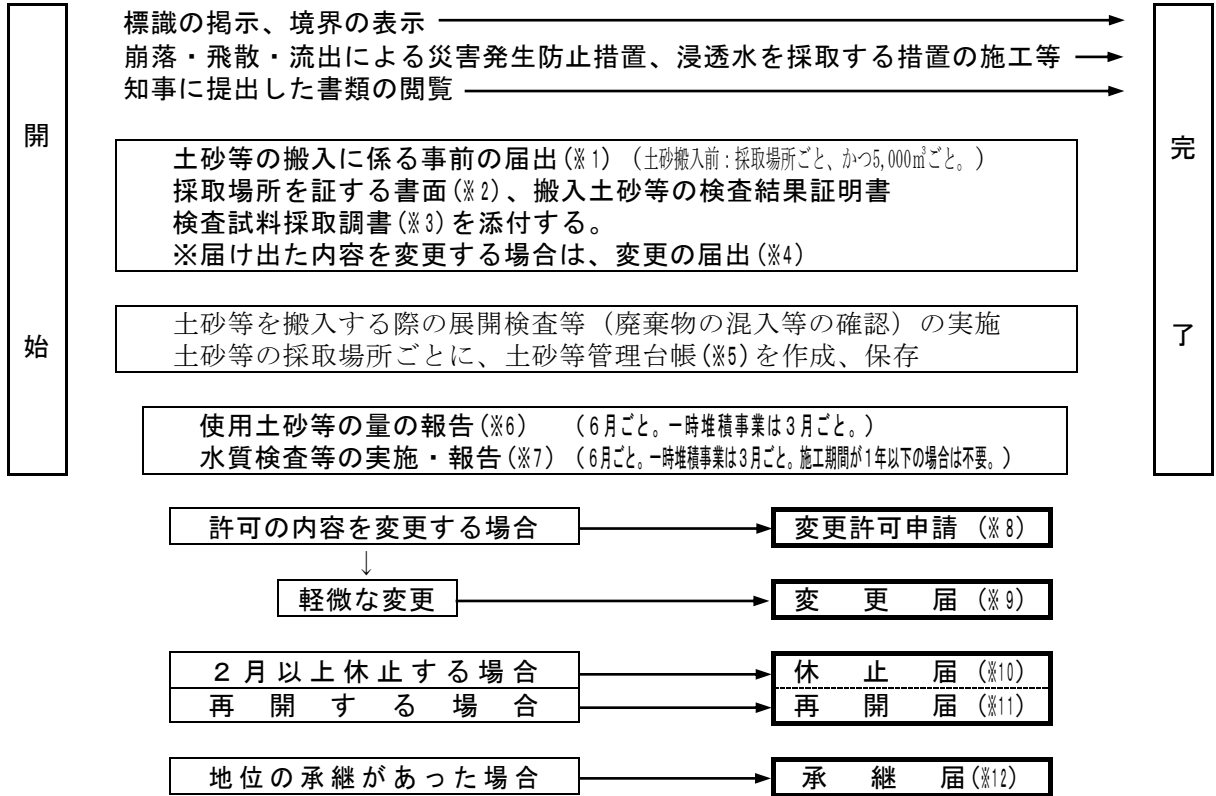
土砂等の埋立て等を行おうとする場合はこの条例の規制対象となり、特定事業に該当する場合は許可を受ける必要があります。

土砂等の埋立て等：土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為
特定事業：土砂等の埋立て等に供する事業区域以外の場所で採取された土砂を使用する土砂等の埋立て等であって、その区域の面積が 3,000㎡以上であるもの
一時堆積事業：特定事業が、他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行うもの

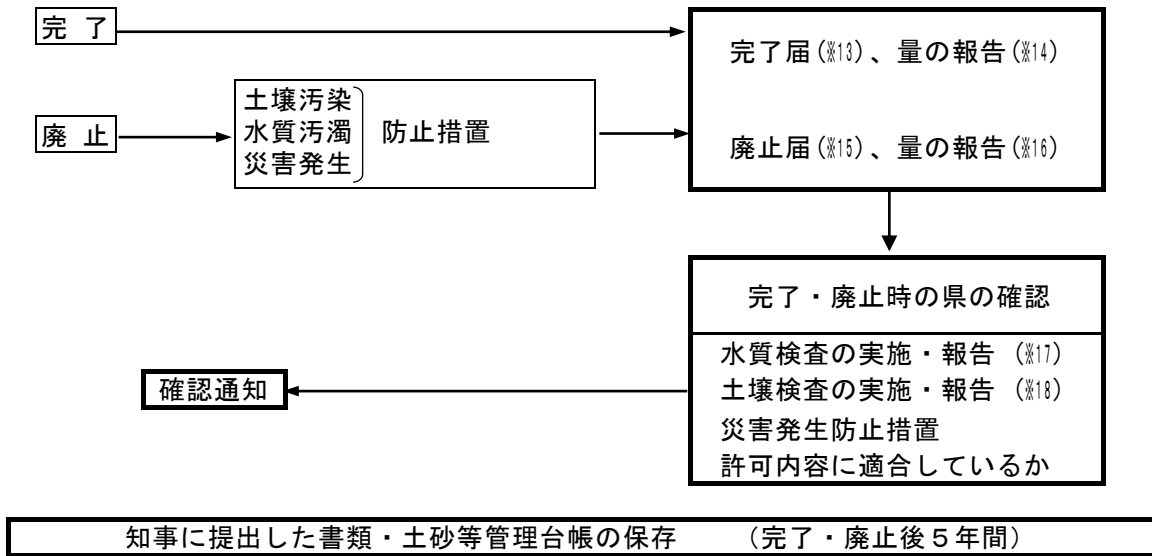


許可を受けた者の義務

1 施工中



2 完了時等



様式

- ※1 土砂等搬入届 (様式第6号)
- ※2 土砂等採取場所証明書 (様式第7号)
- ※3 検査試料採取調書 (様式第1号の2)
- ※4 土砂等搬入変更届 (様式第7号の2)
- ※5 土砂等管理台帳 (様式第7号の3)
- ※6、14、16 特定事業状況報告書 (様式第8号)
- ※7、17、18 特定事業水質・土壌検査報告書 (様式第1号)
- ※8 特定事業変更許可申請書 (様式第4号)
- ※9 特定事業変更届 (様式第5号)
- ※10、11、15 特定事業廃止(休止・再開)届 (様式第11号)
- ※12 特定事業承継届 (様式第12号)
- ※13 特定事業完了届 (様式第10号)

条例に関する Q & A

1 「土砂等の埋立て等」の定義は

土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為をいいます。埋立てに限らず、土地へ堆積する行為すべてが該当します。

「土地」への埋立て等であるため、公有水面については対象外です。なお、水面であっても不動産登記の対象となる「ため池」等は対象となります。

2 土砂等とは「土砂及びこれに混入し吸着した物」とあるが、「土砂」とは何か

「土砂」とは地表、地盤、海底等を掘削するなどして採取された土や砂（石や砂利が混入しているものを含みます。）です。コンクリートを破砕したものやスラグなどは土砂には該当しません。

3 許可が不要である行為についても規制がかかるのか

条例の規制対象となる行為は、土砂等によるすべての土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為であるため、たとえ小規模な土砂の埋立て等でも「土砂基準」に適合しない土砂等による埋立て等の禁止（条例第7条）や災害発生防止措置義務（条例第8条）規定は適用され、措置命令の対象となっています。（措置命令違反には罰則の適用あり。）

4 「特定事業」の定義は

土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他の事業が行われる一団の土地の区域内において当該事業の工程の一部として土砂等の埋立て等が行われる場合にあつては、当該事業が行われる一団の土地の区域）以外の場所から採取された土砂等の埋立て等をする事業であつて、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が3,000㎡以上であるものをいいます。

（注）

- 事業区域内の切土、盛土のみを行う場合は、特定事業には該当しません。
- 土砂等の埋立て等の規模が、変更により3,000㎡以上になる場合は、あらかじめ許可を受ける必要があります。

5 「一時堆積事業」とはどのような事業か

「特定事業」のうち、他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行うものをいい、土砂等の仮置きなどがこれに該当します。

6 「特定事業場」と「特定事業区域」の違いは何か

「特定事業区域」とは、事業区域外の土砂等による土砂等の埋立て等が行われる区域であり、「特定事業場」とは、特定事業区域と特定事業に供する施設（搬入路、保安地帯、現場事務所など事業区域外の土砂等による土砂等の埋立て等を行わない区域）を合わせた全体の事業区域をいいます。

7 特定事業のうち、許可を要しない行為はどのようなものがあるのか

次の行為については、許可不要としています。（条例第9条）

(1) 国、地方公共団体等（以下「国等」という。）が行う特定事業

国等が発注する事業（公共事業）で、国等の設計、施工管理により行われる事業。道路の建設や造成工事など。

なお、公共事業により発生する残土の処分については、処分のための土砂等の埋立て等（特定事業）を国等が行う（設計、施工、管理等を国等が行う）ものかどうかで判断することになり、国等が行わないものについては許可が必要です。

(2) 採石法、砂利採取法等の許認可を受けた採取場から採取された土砂等を販売目的で一時的に堆積する特定事業

(3) 採石法、砂利採取法の認可を受けた採取計画に従って行う特定事業

ただし、特定事業区域に当該採取計画以外の土砂等を搬入する場合は、許可が必要です。

(4) 非常災害の応急措置として行う特定事業

(5) 施設本来の機能を保全するために行う行為

運動場に砂を撒く行為や、植樹のために行う土砂等の搬入などが該当します。

なお、農地の嵩上げは埋立て行為であり、管理行為には該当しないため、許可が必要です。

8 都市計画法や森林法の開発許可を受けて行うものについても構造基準が適用されるのか。

埋立て等の堆積の構造は、条例施行規則別表第3又は別表第4に適合しなければなりません。当該特定事業が他の法律、条例により許認可を要する行為（条例施行規則別表第5に掲げる行為）である場合は、この構造基準は適用されません。（他の法律、条例等の構造基準による。）

この場合、関係法令に基づく許可書の写し又は申請中であることを証する書面を特定事業許可申請書に添付することとなっています。

9 土壌検査や水質検査はどの時点でどのくらい行わなければならないのか

特定事業区域内の土壌検査と水質検査、特定事業区域内に搬入する土砂等の検査があります。

- 特定事業区域内の土壌検査は、許可申請前と事業完了（廃止）時に
- 特定事業区域内の水質検査は、事業施工中と事業完了（廃止）時に
- 搬入する土砂等の土壌検査は、施工開始後土砂等の搬入前に

実施する必要があります。

ただし、特定事業の施工期間が1年以内の場合、事業施工中の水質検査の実施は不要となります。

事業開始前（許可申請前）から完了（廃止）までの検査は次の表のとおりです。

検査の実施時期等		検査の内容	備考
申請前		特定事業区域内の表土の土壌検査 〔1 haを超える場合にあっては、1 ha以内の区域に等分した区域ごとに行う〕	許可申請書に検査結果証明書を添付する
施工中	土砂等の搬入前	搬入使用する土砂等の土壌検査 〔条例第15条第1号から第4号に該当する場合を除く〕	採取場所ごと、かつ 5,000m ³ ごとに必要な土砂等搬入届に検査結果証明書を添付する。
	特定事業を開始した日から6か月（一時堆積事業は3か月）ごと ※施工期間が1年以内の場合は不要	特定事業区域内の浸透水の水質検査	特定事業水質・土壌検査結果報告書に検査結果報告書を添付する。
完了（廃止）時		特定事業区域内の表土の土壌検査 〔1 haを超える場合にあっては、1 ha以内の区域に等分した区域ごとに行う〕	特定事業水質・土壌検査結果報告書に検査結果報告書を添付する。
		特定事業区域内の浸透水の水質検査	

10 試料採取に当たっての留意点

- 検査対象の土地又は土壌を代表する試料となるように採取すること。
(「採取方法の例」参照)
- 〔 採取深度については、土壌汚染対策法施行規則第6条に準拠し、採取場所については、状況に応じて数地点採取し、等量混合するようにすること。 〕
- 不純物が混入しないように注意すること。
(採取器具等から不純物が混入した場合、検査結果に影響を与えることがある。)
- 表土検査については、特定事業区域の広さに応じて検査すること。
 - ・ 3,000 m²～1 ha(10,000 m²) → 1 検体
 - ・ 1 ha(10,000 m²) 超 → 1 ha 以内の区域に等分した区域ごとに1 検体ずつ
- 現況が田などの土地を造成する事業において、造成前に表土を取り除く場合の表土検査は、当該表土を取り除いた後の土を採取すること。
- 試料採取は原則的には、計量証明事業所が行うこととし、やむを得ない場合は、上記の点に留意の上、計量証明事業所と十分相談の上実施すること。

(1) 土壌、浸透水の採取方法等について

	土 壌	水 質
採取方法	土壌汚染対策法施行規則第6条の方法による	J I S K 0 0 9 4による
保存処理方法	土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年8月24日環境庁告示第46号)による	水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年2月28日環境庁告示第59号)、J I S K 0 0 9 4、J I S K 0 1 0 2による

(2) 土壌汚染対策法施行規則第6条に定める試料採取方法

【土壌汚染対策法施行規則土壌の採取方法に係る部分の抜粋】

(試料採取等の実施)

第6条 調査実施者は、第4条第3項の規定により試料採取等の対象とされた単位区画(以下「試料採取等区画」という。)の土壌について、次の各号に掲げる試料採取等対象物質に応じ、当該各号に定める試料採取等を行うものとする。

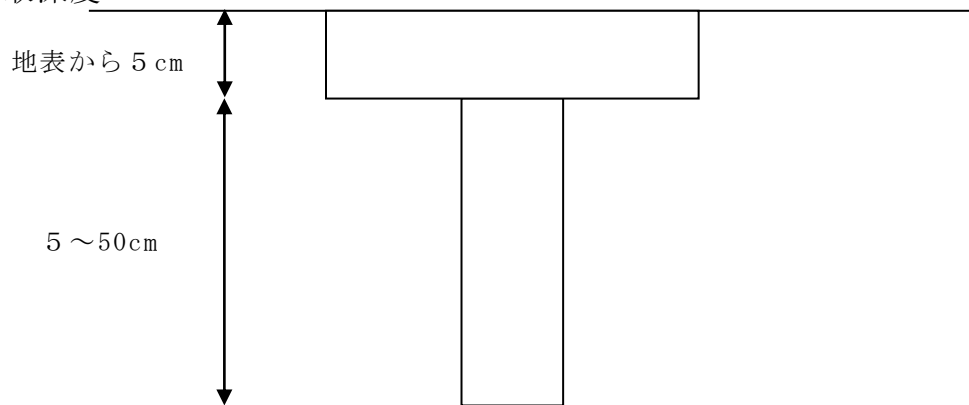
(中略)

三 土壌溶出量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

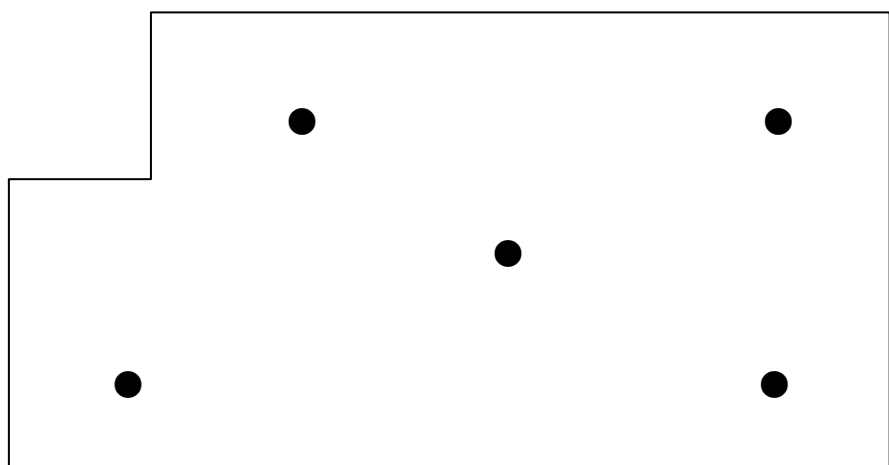
- 1 試料採取地点の表層の土壌(地表から深さ5センチメートルまでの土壌をいう。以下同じ。)及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌を採取すること。
- 2 前号の規定により採取された表層の土壌と、深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌とを、同じ重量混合すること。

(3) 試料採取方法の例

① 採取深度



② 採取場所



【凡例】

- 試料採取地点
- 特定事業区域等

11 周辺住民への説明会

特定事業の**新規許可申請及び変更許可申請**にあたっては、特定事業に係る周辺住民の方の不安を解消し、円滑な事業の施工を図るため、**事前に周辺住民の方への周知を義務付けています。**

周知の方法は、原則として、説明会の開催とします。

説明会の開催にあたっては、開催日時及び場所を、あらかじめ、周辺住民の方に適切に周知してください。

【一時堆積事業以外の事業の説明事項】

- 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 特定事業区域及び特定事業場の位置及び面積
- 特定事業に供する施設の設置計画
- 特定事業の施工を管理する事務所の所在地
- 特定事業の施工を管理する者の氏名
- 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果
- 特定事業に使用される土砂等の量
- 特定事業の施工期間
- 特定事業が完了した場合の特定事業場の構造
- 特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画
- 特定事業区域内の浸透水を採取するための措置
- 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための措置

【一時堆積事業の説明事項】

- 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 特定事業区域及び特定事業場の位置及び面積
- 特定事業に供する施設の設置計画
- 特定事業の施工を管理する事務所の所在地
- 特定事業の施工を管理する者の氏名
- 特定事業の施工期間
- 特定事業が完了した場合の特定事業場の構造
- 特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画
- 特定事業区域内の浸透水を採取するための措置
- 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造）
- 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量
- 特定事業場の構造
- 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するための措置

また、申請書記載事項でない事項について、環境面へ影響や、土砂等の運搬車両の推定通行量等、住民の方が不安に感じられる事項について丁寧に説明をしてください。

近年、施工期間が長い特定事業場も見受けられるようになり、特定事業の実施による生活道路の傷みや騒音などについて周辺の住民の方々と事業者との間でトラブルとなり事業の継続に支障をきたしている事例も発生しております。事業者においては社会における環境意識の高まりを十分に認識し、将来に渡って事業が円滑に進むよう必要に応じて地元の自治会と協定を締結するなど、住民の方々の抱える不安や懸念事項を解消しながら特定事業を実施し事業者としての社会的使命を果たすよう努めてください。

周知を行う地域は、特定事業場の設置（予定）場所が所在する地区の自治会等を最小限度としますが、あらかじめ、特定事業場の設置（予定）場所が所在する市町に対し、事業の計画概要や、災害の発生の防止及び生活環境の保全のために講じる措置等を説明し、見解を聞くなどして、適切な範囲を設定して下さい。

特に、設置（予定）場所が所在する市町が、他の市町と近接している場合は、近接する市町にも見解を聞くことを検討して下さい。

なお、説明会の開催状況等については、説明会等報告書（様式第2号の2）にとりまとめ、説明会で使用した資料とともに、申請時に提出する必要があります。また、当該報告書等は、県が関係市町に対し意見照会する際に添付します。

12 許可の欠格要件について

条例に従った適正な土砂等の埋立て等の遂行を期待し得ない者を排除するため、特定事業の許可を受けることができない事由（欠格要件）が定められています。

申請者等が欠格要件に該当している場合、申請の内容がその他の許可基準を満足していたとしても、許可をすることはできません。また、申請に当たっては、欠格要件に該当しない者であることの誓約書（様式第2号の3）を提出していただきます。

【対象となる者】

- 申請者
- 申請者の法定代理人（申請者が成人と同等の行為能力を有しない未成年者の場合。法定代理人が法人の場合、その役員を含む。）
- 申請者の役員
- 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者
- 申請者の使用人

【欠格要件の例】

- ◆ 禁錮刑以上の刑に処され、その執行を終える等してから5年を経過しない者
- ◆ 土砂条例、廃棄物処理法、暴力団対策法違反により罰金刑に処され、その執行を終える等してから5年を経過しない者
- ◆ 暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ◆ 土砂条例の特定事業の許可又は廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可等を重大な違反により取り消され、5年を経過しない者
- ◆ 土砂条例の規定に基づく、措置命令又は改善命令の履行を終えていない者

◆ 暴力団員等が事業活動を支配する者

13 特定事業の施工管理

特定事業の許可を受けた者は、その事業を適正に管理するため、次の対応を実施することが義務付けられています。

○ 展開検査等の実施

特定事業に使用する土砂等への廃棄物等の混入を防止するため、特定事業場に搬入された土砂等を埋立て等に供する前に、土砂等を広げる等して目視で確認し、廃棄物等を除去することが義務付けられています。

検査の方法としては、特定事業場に展開場を用意して実施することが望ましいですが、特定事業場の構造等により、以下のような方法で実施しても差し支えありません。

- ・ 運搬車両等への土砂等の積込みに立会して確認する。
- ・ 埋立箇所土砂等を落とし込み、広げる際に双眼鏡などにより詳細に確認する。

○ 土砂等管理台帳の作成

特定事業場に搬入した土砂等の量や展開検査の結果等を、土砂等の採取場所及び搬入日毎に記録する「土砂等管理台帳」の作成が義務付けられます。

また、一時堆積事業については、搬出した土砂等の量を、搬出日、搬出先ごとについても記録する必要があります。

なお、土砂等管理台帳及びその添付書類（後述）は、特定事業の完了（廃止）の届出をした日から5年間、保存しなければなりません。

< 県外土砂等の搬入について >

愛媛県外で採取された土砂等（県外土砂等）については、土砂等の搬出、運搬の状況が把握し辛く、また、一時保管施設において長期間保管された後に特定事業場へ搬入されるケースが見られることから、土砂等管理台帳の添付書類として、県外土砂等の搬出から特定事業区域への搬入までの運搬、保管等の履歴等を所定の様式に記録することが義務付けられています。

また、以下の書類についても、土砂等管理台帳の添付書類として保管が義務付けられています。県外土砂等の運搬や保管を実施する事業者から、伝票の写しの送付や写真の撮影を依頼し、採取された県外土砂等が、特定事業場までの搬入までの間に色相、粒形等の性状が変わることなく、適切に搬入されているかをよく確認してください。

- ・ 県外土砂等の排出、運搬及び保管に係る当該県外土砂等の量を証する書類（運搬者、保管者等の間で交わされた伝票等の写し等）
- ・ 県外土砂等を採取場所から搬出し特定事業区域に搬入する際に撮影した当該県外土砂等の色相、粒形等の性状を鮮明に判別することができるカラーの写真

14 特定事業の一部完了について

特定事業の完了の際には、土壌検査及び浸透水の水質検査が義務付けられているため、特定事業区域を土砂等の埋立て等以外の目的に供することは原則認められません。

しかし、特定事業区域の一部について、土砂等の埋立て等を計画のとおり完了させ、災害の発生防止及び生活環境の保全のために必要な措置を実施した場合には、特定事業全体の施工の完了前に、当該区域について一部完了を届け出て、県の確認を受けることで、当該区域を土砂等の埋立て等以外の目的に供することができます。

一部完了においては、全部完了の際と同様に、県職員の立会のもとで、一部完了区域の施工状況の確認並びに土壌及び浸透水の採取を行います。これらの結果を踏まえ、県から特定事業者に対し通知を行うので、一部完了区域の利用は、当該通知を受けた後に実施して下さい。

特定事業の計画時点で、一部完了を予定している場合には、一部完了後の浸透水の採取方法等を検討の上、申請時に一部完了の計画について示すようにしてください。

なお、一部完了手続により、施工中の区域の面積が3,000㎡未満となる場合でも、引き続き、特定事業として扱われ、施工管理、検査・報告等に係る義務を負います。

許可申請の必要書類一覧表

1 特 定 事 業		チェック欄
正本1部、副本2部		
1	特定事業許可申請書（様式第2号）	
2	県収入証紙（様式第1号裏面、52,000円）	
申請書の記載事項で別紙となっているもの （添付書類に記載されていれば、それで可）		
3	特定事業に供する施設の設置計画（事業の概要書を添付）	
4	表土の汚染状況についての検査結果（添付書類19で可）	
5	特定事業が完了した場合の特定事業場の構造	
6	使用土砂等の採取場所並びに搬入予定量及び搬入計画	
7	浸透水を採取するための措置	
8	施工中において災害の発生を防止するための措置	
添付書類 （1つの図面等に2つ以上の内容を記載していても可）		
9	申請者の住民票の写し（法人は登記事項証明書）	
10	法人の定款又は寄附行為 （原本証明（要申請者印）の上、写しを添付。）	
11	特定事業場の位置図（縮尺5万分の1以上）	
12	特定事業場及び付近の見取図	
13	特定事業場の計画平面図及び計画断面図 （測量により、特定事業施工前の状況が確認できるものに限る。）	
14	特定事業区域内の土地の登記事項証明書	
15	申請者が土地所有者でない場合にあつては、使用権原を証する書類	
16	特定事業区域内の土地の公図の写し	
17	表土の検査試料の採取地点の位置図	
18	表土の検査試料採取調書（様式第1号の2）	
19	表土の汚染状況検査結果証明書（環境計量士が発行したもの）	
20	使用する土砂等の予定量の積算書	
21	埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算書	
22	擁壁を用いる場合は、擁壁の断面図	
23	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合は、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	
24	関係許認可等の許可書(申請書)の写し（規則別表第5に該当する場合）	
25	説明会等報告書（様式第2号の2）及び周知に用いた資料	
26	誓約書（様式第2号の3）	

27	法定代理人・役員・使用人等一覧表(様式第2号の4)	
28	申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合、その法定代理人の住民票（法定代理人が法人である場合は、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）	
29	申請者が法人である場合、その役員の住民票	
30	申請者が法人である場合、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写し（これらの者が法人である場合は、登記事項証明書）	
31	申請者の使用人の住民票	
32	その他（予定地の写真等を添付）	

注1 1つの図面等に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記する。

2 住民票の写しは、本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。

2 特定事業（一時堆積事業）		チェック欄
正本1部、副本2部		
1	特定事業（一時堆積事業）許可申請書（様式第3号）	
2	県収入証紙（様式第3号裏面、52,000円）	
申請書の記載事項で別紙となっているもの （添付書類に記載されていれば、それで可）		
3	特定事業に供する施設の設置計画（事業の概要書を添付）	
4	表土の汚染状況についての検査結果（添付書類18で可） （表土と遮断される構造でない場合のみ）	
5	表土と遮断される構造の場合は、その構造図（添付書類15で可）	
6	特定事業場の構造	
7	浸透水を採取するための措置	
8	土砂等を採取場所ごとに区分するための措置	
添付書類 （1つの図面等に2つ以上の内容を記載していても可）		
9	申請者の住民票の写し（法人は登記事項証明書）	
10	法人の定款又は寄附行為	
11	特定事業場の位置図（縮尺5万分の1以上）	
12	特定事業場及び付近の見取図	
13	特定事業区域内の土地の登記事項証明書	
14	申請者が土地所有者でない場合にあつては、使用権原を証する書類	
15	特定事業区域内の土地の公図の写し	
16	表土と遮断される構造の場合は、その構造図	
17	表土の検査試料の採取地点の位置図	
18	表土の検査試料採取調書（様式第2号）	
19	表土の汚染状況検査結果証明書（環境計量士が発行したもの）	
20	土砂等の堆積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図 （特定事業の施工前の状況が確認できるものに限る。）	
21	関係許認可等の許可書（申請書）の写し（規則別表第5に該当する場合）	
22	説明会等報告書（様式第2号の2）及び周知に用いた資料	
23	誓約書（様式第2号の3）	
24	法定代理人・役員・使用人等一覧表（様式第2号の4）	
25	申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合、その法定代理人の住民票（法定代理人が法人である場合は、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）	
26	申請者が法人である場合、その役員の住民票	

27	申請者が法人である場合、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写し（これらの者が法人である場合は、登記事項証明書）	
28	申請者の使用人の住民票	
29	その他（予定地の写真等を添付）	

注1 表土と遮断される構造の場合は、17、18、19は不要

2 表土と遮断される構造でない場合は、16は不要

3 1つの図面等に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記する。

4 住民票の写しは、本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。

各種届出の必要書類一覧表

1 特定事業変更許可申請		
正本1部、副本2部		チェック欄
1	特定事業変更許可申請書（様式第4号）	
2	県収入証紙（様式第4号裏面、33,000円）	
添付書類 （許可申請時に添付した書類のうち、変更に係る書類）		

2 特定事業変更届		
正本1部、副本2部		チェック欄
1	特定事業変更届（様式第5号）	
添付書類 （許可申請時に添付した書類のうち、変更に係る書類）		
2	その他変更事項に係る書類	

- 注1 1つの図面等に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記する。
 2 住民票の写しは、本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。

3 土砂等搬入届		
原則電子届出にて、提出のこと。（紙届出のみ正本1部、副本2部）		チェック欄
1	土砂等搬入届（様式第6号）	
添付書類：添付が義務付けられているもの （条例第15条第1項ただし書きの規定に該当しない場合）		
2	土砂等採取場所証明書（様式第7号）	
3	検査試料採取調書（様式第1号の2）	
4	検査の結果を証明する書類（環境計量士が発行したもの）	
5	土砂等を採取した地点の位置図 （土砂等の採取場所が愛媛県外の場合のみ）	
6	土砂等の採取時の様子を撮影したカラー写真 （土砂等の採取場所が愛媛県外の場合のみ）	
7	土砂等の色相、粒形等の性状を鮮明に判別することができるカラー写真 （土砂等の採取場所が愛媛県外の場合のみ）	
添付書類：添付が義務付けられているもの （条例第15条第1項ただし書きの規定（第2号）に該当する場合）		
8	土砂等採取場所証明書（様式第7号）	
9	売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書類	
10	土砂等を採取した地点の位置図 （土砂等の採取場所が愛媛県外の場合のみ）	

11	土砂等の採取時の様子を撮影したカラー写真 (土砂等の採取場所が愛媛県外の場合のみ)	
12	土砂等の色相、粒形等の性状を鮮明に判別することができるカラー写真 (土砂等の採取場所が愛媛県外の場合のみ)	
添付書類：添付が義務付けられているもの (条例第15条第1項ただし書きの規定(第3号)に該当する場合)		
13	一時堆積事業に係る土砂等搬入届に添付されていた上記2～7の写し又は8～12の写し	
参考添付書類 (添付の義務はないが、参考として添付いただく書類)		
14	土砂等を採取した地点の位置図(県内で採取された土砂であって、4を添付する場合のみ)	
15	土砂等の採取状況写真(県内で採取された土砂であって、4を添付する場合のみ)	
16	採石法、砂利採取法等の認可書の写し (条例第15条第1項ただし書きの規定(第2号)に該当する場合)	

4 土砂等搬入変更届		
原則電子届出にて、提出のこと。(紙届出のみ正本1部、副本2部)		チェック欄
1	土砂等搬入変更届出(様式第7号の2)	
添付書類：添付が義務付けられているもの (土砂等搬入届に添付した書類から内容に変更がある場合のみ)		
2	土砂等採取場所証明書(様式第7号)	
3	検査試料採取調書(様式第1号の2)	
4	検査の結果を証明する書類(環境計量士が発行したもの)	

5 特定事業状況報告書		
正本1部、副本2部		チェック欄
1	特定事業状況報告書(様式第8号)	
同時提出書類 (添付書類ではないが、同時に提出を求めるもの(完了時以外))		
2	特定事業水質・土壌検査報告書(様式第1号)	

6 水質・土壌検査報告書		
正本1部、副本2部		チェック欄
1	特定事業水質・土壌検査報告書(様式第1号)	
添付書類 (添付が義務付けられているもの)		

2	浸透水又は土砂等を採取した地点の位置図	
3	採取試料ごとの検査試料採取調書（様式第1号の2）	
4	検査の結果を証明する書類（環境計量士が発行したもの）	
参考添付書類 （添付の義務はないが、参考として添付いただく書類）		
5	検査試料の採取状況写真	

7 特定事業完了届		
正本1部、副本2部		チェック欄
1	特定事業完了届（様式第10号）	
2	完了した区域を示す図面（一部完了の場合のみ。）	
同時提出書類 （添付書類ではないが、同時に提出を求めるもの）		
3	特定事業状況報告書（様式第8号）	

8 特定事業廃止届		
正本1部、副本2部		チェック欄
1	特定事業廃止（ 休止・再開 ）届（様式第11号）	
添付書類 （添付が義務付けられているもの）		
2	特定事業区域の構造（平面図、断面図等構造が把握できる図面）	
参考添付書類 （添付の義務はないが、参考として添付いただく書類）		
3	その他廃止に関し必要と認める書類	

9 特定事業休止届		
正本1部、副本2部		チェック欄
1	特定事業 廃止 （休止・ 再開 ）届（様式11号）	
添付書類 （添付が義務付けられているもの）		
2	休止にあたり災害の発生を防止するための措置	
参考添付書類 （添付の義務はないが、参考として添付いただく書類）		
3	その他休止に関し必要と認める書類	

10 事業再開届		
正本1部、副本2部		チェック欄
1	特定事業 廃止 (体 止 ・再開)届 (様式11号)	

11 特定事業承継届		
正本1部、副本2部		チェック欄
1	特定事業承継届 (様式第12号)	
添付書類 (添付が義務付けられているもの)		
2	地位を承継した事実を証する書面	
3	地位を承継した者の住民票の写し (法人は登記事項証明書)	
4	法人の定款又は寄附行為 (原本証明 (要申請者印) の上、写しを添付。)	
5	誓約書 (様式第2号の2)	
6	法定代理人・役員・使用人等一覧表 (様式第2号の4)	
7	地位を承継した者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合、その法定代理人の住民票 (法定代理人が法人である場合は、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)	
8	地位を承継した者が法人である場合、その役員の住民票	
9	地位を承継した者が法人である場合、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写し (これらの者が法人である場合は、登記事項証明書)	
10	地位を承継した者の使用人の住民票	

注 住民票の写しは、本籍地の記載があり、個人番号 (マイナンバー) の記載がないものを添付すること。

特定事業許可申請書等作成要領等

申請書、届出書、報告書等の提出部数は**正本1部、副本2部**（副本は写しで可）。

電子届出については、提出部数の定めはありません。

なお、許可申請書類の作成に際しては、次のことに配慮願います。

- 申請書類は伸びるファイルまたはフラットファイル等で製本する。また、添付書類は**原則A判**（登記事項証明書など様式の決まっているものはこの限りではない）とする。
- 目次を作成し、インデックスを貼付する。
 - ・目次は、15～18ページ「許可申請の必要書類一覧表」に沿って作成する。
 - ・書類と書類の間に入れた仕切紙にインデックスを貼付すれば、書類に訂正や追加があった場合でも対応が可能（貼り直す必要がない。）
- 計画平面図などの図面で、A4判、A3判を超える大きさのものは、図面袋などに入れて末尾に綴じる。（A3判三つ折は直接ファイル可）…保存の関係
- 1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記する。添付図面等で色塗りをした場合は、必ず凡例を示しておく。
- 事業の目的、跡地利用目的等を記載した**事業の概要書**（A4判1枚程度）を必ず添付する。
- 特定事業場予定地の現況（形状、構造物、周辺の道路等との関係など）が分かるような写真をインデックス32に添付する。
 - ・複数枚数に分けて可。
 - ・また、図面と照合できるよう、撮影方向を記載した平面図などを必要に応じて添付してください。

また、必要に応じて排水計画及び流量計算書を添付してください。

I 特定事業許可申請書（様式第2号）記載要領

（1～31の番号は「許可申請の必要書類一覧表」に対応）

[申請書関係]

1 特定事業許可申請書（様式第2号）

(1) 申請者住所・氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書）【添付書類9参照】のとおり正確に記載する。

(2) 特定事業場の位置

特定事業場の所在地を記載する。なお、地番はすべて、土地の登記事項証明書【添付書類14参照】のとおり正確に記載する。（別紙に記載しても可）

(3) 特定事業場、うち特定事業区域の面積

特定事業場は、土砂等の埋立て等を行う事業の全体区域であり、特定事業区域は特定事業場のうち区域外から搬入された土砂等による埋立て等が行われる区域となる。

それぞれの面積を記載するとともに、求積図など算定根拠となる図書を添付すること。

(4) **特定事業の施工を管理する事務所の所在地**

管理する事務所の所在地及び電話番号を記載すること。

事務所を**特定事業場内に設置する場合は**、設置位置を「特定事業に供する施設の設置計画」において作成する**図面等に明示**すること。

事務所を**特定事業場以外の場所に設置する場合は**、その位置を**位置図又は周辺見取図に明示**し、特定事業場と事務所の**距離及び片道の所要時間を記載**すること。なお、この場合、事務所は特定事業場から**30分程度以内の距離に位置**していなければならない。

(5) **特定事業の施工を管理する者の氏名**

申請者が個人である場合は申請者本人を管理する者とし、法人の場合は管理する者の法人内所属、職氏名等を記載する。

(6) **特定事業に使用される土砂等の量**

使用する土砂等の量を積算した計算書【添付書類20参照】の量を記載すること。また、各土砂等の採取場所からの搬入予定量の合計と合致していること。

上位3桁の有効数字処理（4桁目を四捨五入）を行った数値を、土砂等の量として記載することは可
(例) 計算結果 41,355.5m³ → 土砂等の量 41,400m³
計算結果 5,354.3m³ → 土砂等の量 5,350m³

(7) **特定事業の施工期間**

特定事業を行う期間を記載すること。なお、開始日については申請書提出から許可までの時間を十分見込んでおくこと。許可を受けた日から直ちに事業を実施する計画の場合は、開始日を「許可日から」としても可。

2 県収入証紙

愛媛県収入証紙52,000円分を正本に貼付すること。

(必ず様式第1号の裏面に貼付すること。)

3 特定事業に供する施設の設置計画

縮尺500分の1程度の図面を作成し、その位置を明示すること。(土砂等の搬入路、排水溝、現場事務所等の施設の位置を明示する。)

なお、特定事業場の区域及び特定事業区域を色塗り等により明示すること。

また、**事業の概要書**(A4判1枚程度に、事業の目的、事業内容、跡地利用、特定事業場及び特定事業区域の面積、使用する土砂等の量、施工期間等を簡潔に記載したもの(「事業の概要書」記載例(38ページ)参照)を添付すること。

4 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果

検査試料の採取地点の位置図、検査試料採取調書及び環境計量士が発行した検査結果を証明する書面によること。(添付書類17、18、19で可)

表土の検査は、特定事業区域の面積が1ヘクタール以下の場合は1区域、1ヘ

クタールを超える場合は1ヘクタール以内の区域に等分した区域ごとに行い、それぞれの区域ごとに検査結果証明書を添付すること。

また、表土の直近の状況を把握するため、検査試料は概ね3月以内に採取したものであること。

5 特定事業が完了した場合の特定事業場の構造

特定事業場の計画平面図、計画断面図で判明できる場合はそれで可。

当該図面には、特定事業場及び特定事業区域が判明できるよう色塗り等により明示すること。

なお、必要に応じ、次の事項を記載のこと。

(1) のり面保護工の種類と方法等

(2) のり面の崩壊を防止するための排水溝の大きさ

〔 既設排水溝に接続する場合は、その大きさが判別できる資料を添付すること 〕

(3) 特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用される土砂等との接する面がすべり面にならないように施工する段切り等の方法

6 特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

A4判1枚程度に、予定している採取場所ごとの搬入予定量と搬入計画を記載すること。（採取場所の一部が未定の場合は、判明しているものだけで可）

搬入計画は、搬入業者、搬入時期（搬入時間帯）、搬入経路等を記載する。

なお、**搬入土砂等の区分を必ず記載**すること。

〔 「土砂等の区分」は、施行規則別表第3の3の表中「土砂等の区分」の欄の「1-(1)」、「1-(2)」、「2」の別を記載のこと。 〕

7 特定事業区域内の浸透水を採取するための措置

特定事業区域内に埋め立てられた土砂等の浸透水が採取できる施設とし、その構造及び採取位置、方法を記載した図面とすること。また、浸透水を採取するための有孔管等の埋設位置、浸透水の採取場所を明示すること。

なお、必要に応じA4判1枚程度に採取施設の概要を記載すること。

8 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための措置

事業の施工中に災害発生を防止するための工程、工法、施工時期を記載した図面、具体措置を記載した書面（A4判1枚程度）とする。

また、濁水処理に関する措置についても明記すること。

なお、構造基準の適用除外となる施行規則別表第5に掲げる許認可を受けている場合には、当該許可書等に添付された災害防止措置に関する留意事項を許可書等の写し【添付書類24参照】とともに添付すること。

このほか、沈砂池を施工する場合は、沈砂容量の決定根拠を記載すること。

[添付書類関係]

9 申請者の住民票の写し（法人は登記事項証明書）

住民票の写し、登記事項証明書等は、概ね3月以内に発行されたものであること。住民票の写しは、本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。

10 申請者の定款又は寄附行為（法人のみ）

写しに原本証明（申請者印が必要）の上、提出すること。

11 特定事業場の位置図

縮尺5万分の1より大きいもので、道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとし、特定事業場の位置を明示する。

12 特定事業場及び付近の見取図

特定事業場の周辺の状況、特定事業場の形状及び進入路が分かる図面とする。

13 特定事業場の計画平面図及び計画断面図

測量法第34条の規定により国土交通大臣が定めた作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号）の例による測量により作成され、特定事業場の施工前の形状が確認できるものであること。

なお、当該図面には、特定事業場及び特定事業区域が判明できるように色塗り等により明示すること。また、施設の説明等必要事項を記載すること。

このほか、断面（横断、縦断）図には、断面幅（延長）、法面勾配、構造物の寸法等を記載すること。

14 特定事業区域内の土地の登記事項証明書

登記事項証明書は、概ね3月以内に発行されたものであること。

15 申請者が土地所有者でない場合の使用権原を証する書類

特定事業区域内の土地が、自らの所有でない場合にあつては、当該土地の登記事項証明書に、賃貸借契約書等の当該土地の使用権原を証する書類（写しで可）又は使用承諾書等を添付すること。

16 特定事業区域内の土地の公図の写し

特定事業区域を明示すること。

17 表土の検査試料の採取地点の位置図

平面図に特定事業区域を明示し、試料の採取地点を図示する。特定事業区域が1ヘクタールを超え、複数の区域で検査を行った場合は、検査結果証明書の試料番号等に対応した番号等を明示すること。

18 表土の検査試料採取調書（様式第1号の2）

実際に検査試料を採取した者（法人の場合、代表者でなくても可）が作成すること。複数の区域で検査を行った場合は、原則として検査試料ごとに作成する。

「採取した試料の検査の結果を証明する書面に記載された発行番号等」の欄は、当該調書に係る試料の検査結果の証明書が識別できるように証明書等の発行番号等を記載すること。

「採取深度」は、試料を採取した深さについて、cm単位で記載する。

19 表土の汚染状況検査結果証明書

概ね3月以内に環境計量士が発行したものであること。1試料ごとに添付すること。

20 使用する土砂等の予定量の積算書

横断面図、縦断面図を元に作成した数量計算書など、特定事業に使用する土砂等の量の積算根拠を添付すること。

- ・ 許可を受けた後に土砂等の量が変わる場合、土砂等の堆積の構造変更を伴うものについては、変更許可を受ける必要があるので留意すること。
- ・ 特定事業区域内に建築物等を施工する場合は、当該建築物等が占有する部分を考慮のうえ、積算すること。

21 埋立て等の構造の安定計算書

埋立て等の高さが10mを超える場合など、安定計算を行って安全性を確認する。

必要がある場合は、安定計算書を添付すること。この場合においては、使用する定数等の出典を明らかにするとともに使用する土砂等の詳細な「土砂等の区分」を記載すること。

なお、「土砂等の区分」については、6の「特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画」に記載した内容との整合を図ること。

また、安定計算ソフトを用いる場合は、メーカー名、ソフト名を記載すること。

22 擁壁の断面図

擁壁を用いる場合は、擁壁の断面図を添付すること。

23 擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合で、国等が定めた標準図集を採用しない場合は、構造計算書を添付すること。この場合においては、使用する定数等の出典を明らかにするとともに、使用する土砂等の詳細な「土砂等の区分」を記載すること。

なお、「土砂等の区分」に関しては、6の「特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画」に記載した内容との整合を図ること。

また、安定計算ソフトを用いる場合は、メーカー名、ソフト名を記載すること。

24 関係法令等の許認可等の許可書等の写し

特定事業が条例施行規則別表第5に掲げる行為に該当する場合は、当該行為の許可書等の写しとする。許認可等の決定がなされていない場合には、申請書の写し（原則として受理印を押したもの）とする。

また、農地法や国有財産法など、特定事業を実施するに当たって必要な許認可についても同様とする。

25 説明会等報告書（様式第2号の2）及び周辺住民への周知に用いた資料

説明会を複数回実施した場合は、当該説明会ごとに報告書を作成すること。

26 誓約書（様式第2号の3）

申請者が条例第12条第1項6号アからチまで（欠格要件）に該当しないことを誓約すること。

なお、法定代理人、役員、使用人等については、申請者の誓約により一括して誓約することとなるので、個別に作成する必要はないこと。

27 法定代理人・役員・使用人等一覧表（様式第2号の4）

28～31に該当する者について、住民票の写し又は登記事項証明書のとおり正確に記載すること。

なお、様式の欄が不足する場合には、様式と同様の書式の書面を作成すること。

28 申請者の法定代理人の住民票の写し

申請者が、成人と同等の行為能力を有しない未成年者の場合、添付を要すること。

法定代理人が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書及び役員の住民票の添付を要すること。

これらの書面は、概ね3月以内に発行されたものであること。住民票の写しは、本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。

29 役員の住民票の写し（法人の場合）

概ね3月以内に発行されたもので、本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。

30 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写し（法人の場合）

法人が該当する場合は、当該法人の登記事項証明書の添付を要すること。

これらの書面は、概ね3月以内に発行されたものであること。住民票の写しは、本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。

31 使用人の住民票の写し

使用人は、申請者の使用人で、以下に掲げる者の代表者であること。

- ・本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ・上記に掲げるものの他継続的に業務を行うことができる施設を有する場所

で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
概ね3月以内に発行されたもので、本籍地の記載があり、個人番号（マイナン
バー）の記載がないものを添付すること。

32 その他（予定地の写真等を添付）

写真はカラーで3か月以内に撮影されたものであること。また、撮影年月日を
記載すること。

II 特定事業（一時堆積事業）許可申請書（様式第3号）記載要領

（次の項目以外は、特定事業許可申請書と共通）

[申請書関係]

5 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の構造

構造が判明できる図面とするほか、遮断物の材質も明記すること。

6 特定事業場の構造

土砂等の堆積が最大となった時の計画平面図、計画断面図とする。

また、堆積が最大となった時の土砂等の量を明記しておくこと。

7 特定事業区域内の浸透水を採取するための措置

特定事業区域内に堆積された土砂等の浸透水が採取できる施設とし、その構造及び採取位置、方法を記載した図面とすること。また、浸透水を採取するための有孔管等の埋設位置、浸透水の採取場所を明示すること。

なお、必要に応じA4判1枚程度に採取施設の概要を記載すること。

8 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するための措置

平面図、立面図に、擁壁などの土砂等を区分するための措置を記載すること。

[添付書類関係]

16 表土と遮断される構造の場合の構造図

表土と遮断される構造の場合は、その構造図を添付すること。

20 特定事業場の土砂等の堆積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図

特定事業の施工前の形状が確認できるものであること。

当該図面には、特定事業場及び特定事業区域が判明できるように、色塗り等により明示すること。

また、堆積が最大となった場合の土砂等の量の積算根拠も添付すること。

III 土砂等搬入届（様式第6号）※原則電子届出にて提出すること。

1 届出の単位及び時期

土砂等の採取場所1箇所につき1通（土砂等の量が5,000m³を超える場合は5,000m³以内ごとに1通）作成し、特定事業区域への土砂等の搬入を開始する日の3日前（土砂等の採取場所が愛媛県外であって、特定事業区域へ土砂等を搬入するまでの間に、県内において一時堆積を行う場合は、当該一時堆積場所への土砂等の搬入を開始する日の3日前）までに、県へ提出すること。

2 土砂等の採取場所の責任者の住所、氏名及び電話番号

土砂等採取場所証明書（様式第7号）の採取場所の責任者（証明者）について記載する。

3 土砂等の搬入予定量

当該採取場所からの全体搬入予定量を記載し、今回搬入量は 5,000m³以内とすること。

4 検査試料採取調書及び計量証明書（V参照）の添付を省略できる場合

次の場合に限る。（その他の場合は、添付が必要である。）

- (1) 搬入しようとする土砂等が、採石法、砂利採取法等の許認可等がなされた採取場から採取された土砂等である場合
 - ・ 当該許認可書の写しが添付されていること。
 - ・ 上記に加え、**売渡証明書**など、当該採取場所から採取された土砂等を譲渡したことを証する書面が添付されていること。
〔土砂量等、今回搬入予定の土砂等であることが確認できる内容が記載されていること。〕
- (2) 搬入しようとする土砂等が、この条例に基づく一時堆積事業の許可を受けた**特定事業場**（土砂等の採取場所が明確に区分されているものに限る。）から採取したものである場合
 - ・ 一時堆積事業に係る搬入届に添付された土砂等採取場所証明書、検査試料、採取調書、計量証明書の写しが添付されていること。
- (3) その他土壌汚染のおそれがないと知事が認めたとき

5 土砂等の採取場所の図面及び写真の添付について（県外土砂等）

搬入しようとする土砂等が**県外土砂等**（愛媛県外において採取された土砂等）である場合、土砂等採取場所証明書の添付書類として、**以下の書面の添付が必要**となるので、土砂等の採取者や排出元の事業者等に依頼する等して、作成、提出してください。

- 県外土砂等を採取した地点の位置図
 - 県外土砂等の採取時の様子を撮影したカラー写真
 - 県外土砂等の色相、粒形等の性状を鮮明に判別することができるカラー写真
- なお、県内で採取された土砂等についても、条例上の義務ではありませんが、埋め立てた土砂が適正に採取されたものであることを確認できるように、土砂等を採取した地点の位置図及び土砂等の採取状況写真の添付をお願いします。

（注） 搬入届提出後、届出内容に変更があった場合

土砂等搬入届を提出した後に、当該建設工事の施工・進捗状況により、搬入量や搬入期間が届出内容と相違した場合は、**土砂等搬入変更届**（様式第7号の2）を、当該届出の内容に変更が生じた後、**特定事業区域への土砂等の搬入を開始**（土砂等の採取場所が愛媛県外であって、特定事業区域へ土砂等を搬入するまでの間に、県内において一時堆積を行う場合は、当該一時堆積場所への土砂等の搬入を開始）するまで（搬入期間を延長する場合は、変更前の土砂等の搬入期間の終期まで）に提出して、届出内容を訂正してください。

① 提出が必要な場合

- ・ 土砂等の搬入予定量に変更（1回の搬入量は5,000m³以内）となる場合。
（5,000m³を超える分については、別途、土砂等搬入届出の提出を要する。）
- ・ 土砂等の搬入期間が大幅に変わる場合。

② 届出（添付）書類

- ・ 変更前後の内容を記載した土砂等搬入変更届（様式第7号の2）及び内容に変更のあった添付書類を提出すること。

IV 土砂等採取場所証明書（様式第7号）

1 証明に係る土砂等の量

5,000m³以内であること。

2 証明に係る土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号

採取場所から特定事業場まで運搬する事業者等についてすべて記載する。

3 証明に係る土砂等の使用者の住所、氏名及び電話番号

搬出先の特定事業場の特定事業者について記載する。
（搬入届の届出者と一致する。）

V 検査試料採取調書（様式第2号）

1 採取者

土壌検査又は水質検査のための試料を採取した者が作成する。

2 作成の単位

土壌検査、水質検査ごとに作成する。

3 当該検査の結果を証明する書面

試料ごとに、環境計量士が発行した計量証明書の添付が必要である。

VI 特定事業状況報告書（様式第8号）

1 今回の報告に係る期間

特定事業を開始した日から6月ごと（一時堆積事業にあっては3月ごと）の期間について記載する。

2 実施済面積

一時堆積事業以外の事業の場合は、特定事業区域のうち、搬入土砂による埋立面積を記載する。特定事業区域全域に埋立てをしている場合は、特定事業区域の面積と一致する。

一時堆積事業の場合、特定事業区域の面積と一致するが、長期間、一時堆積に利用していない区域がある場合は、その区域の面積を除いた面積を記載する。

3 報告の期間に係る期間の初日の前日までに特定事業に使用された土砂等の量

一時堆積事業以外の事業の場合は、前回報告期間の末日時点での埋立量を記載する。初回報告時は0となる。

一時堆積事業の場合は、前回報告期間の末日時点での一時堆積量を記載する。

初回報告時は0となる。

4 搬入された土砂等の量

今回報告期間内に特定事業区域に搬入（埋立て又は一時堆積）した土砂等の量の合計及び土砂等の採取場所（搬出元）ごとの内訳を記載する。

5 搬出した土砂等の量

一時堆積事業の場合に限り、今回報告期間内に特定事業区域から他の場所へ搬出した土砂等の量の合計及び搬出先ごとの内訳を記載する。

なお、今回報告期間の以前から一時堆積をしていた土砂等を搬出した場合についても、当該土砂等に係る報告を要する。

6 報告に係る期間の末日における土砂等の量

一時堆積事業以外の事業の場合は、今回報告期間の末日時点での埋立量を記載する。

一時堆積事業の場合は、今回報告期間の末日時点での一時堆積量を記載する。

7 展開検査等の結果

報告期間内に実施した展開検査等において、廃棄物の混入等以上が認められた場合は、その異常の内容および措置の内容を個別に記載すること。

8 その他

特定事業状況報告書は、土砂等管理台帳（様式第7号の3）に記録した内容に基づき作成すること。

VII 特定事業水質・土壌検査報告書（様式第1号）

1 検査試料採取者の住所、氏名及び電話番号

検査試料採取調書（様式第1号の2）の採取者について記載する。

2 検査結果

環境計量士が発行した検査結果を証明する書面とする。

VIII 土砂等の埋立て等に関する標識

縦横それぞれ90cm以上とし、公道に面する場所等の**一般の方から見やすい場所**に掲げること。

なお、特定事業場の境界付近に一般の方から見やすい場所がない場合は、特定事業場の周辺に設置して差し支えない。

様式は特に定めていないが、37ページの例を参考にすること。

IX 特定事業区域の境界表示

特定事業区域とそれ以外の区域との境界を明らかにするため、境界の屈曲点その他必要な地点に**境界標を設置**すること。

- ・ コンクリート杭など、破損する恐れが少ないものが望ましい。
- ・ 施工期間が短い場合や、隣接地との関係でコンクリート杭などの設置が難しい場合は、木製杭などでも差し支えないが、破損した場合すみやかに復旧するようにすること。

ただし、擁壁や側溝のほか、第三者による特定事業区域への廃棄物不法投棄を防止するために設置するフェンスなど、構造物によって境界を明らかにすることができる場合は、この限りではない。

X その他

1 変更の許可

条例施行規則第11条第1項各号に掲げる内容の変更をする場合には、条例第14条第1項の規定に基づき、あらかじめ**変更の許可**を受けること。

変更許可を要する変更は、以下のいずれかに該当するものである。

【全事業共通】

- 特定事業区域又は特定事業場の面積が10パーセント以上増加するもの

【一時堆積以外の事業のみ】

- 特定事業に使用される土砂等の量が10パーセント以上増加するもの
- 特定事業場の構造に係る変更であって、以下のいずれかに該当するもの（特定事業が規則別表第5に示す許可等を受けている場合を除く。）
 - 擁壁又は別表第3の5の項に規定するのり面の崩壊を防止するための排水溝の施設を変更するもの
 - 別表第3の1の項、2の項又は6の項から8の項までのいずれかに規定する措置を変更するもの
 - 当該変更により、のり面の勾配について、垂直距離に対する水平距離が減少するもの（のり面の勾配が急峻になるもの）

<注意事項>

面積又は土砂等の量の変更については、当初許可（変更許可を受けた場合は当該変更後）の許可面積又は土砂等の量を基準に、変更許可申請の要否（申請を要さない場合は、変更届となる。）を判断する。

例：特定事業区域の面積の増加

- 10,000㎡で当初許可を受け、その後、**変更届**により10,500㎡（5%増）に変更している場合
 - **当初許可の面積を基準**とし、面積を11,000㎡以上にする場合は変更許可を要する。（変更届出後の面積を基準とした、11,550㎡以上ではない。）
- 10,000㎡で当初許可を受け、その後、**変更許可申請**を行い12,000㎡（20%増）に変更している場合
 - **変更許可後の面積を基準**とし、面積を13,200㎡以上にする場合は変更許可を要する。

特定事業場の構造については、基本的に、規則別表第3に示された事項について変更を行う場合、許可申請を要することとしている。（のり面の勾配については、急峻になるもの）

実施しようとする変更が許可申請を要するか否かについては、あらかじめ、許可を受けた地方局・支局の環境保全課へ確認すること。

参考：規則別表第3

- 1 特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜している土地において特定事業を施工する場合にあっては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように段切りその他の措置が講じられていること。
- 3 土砂等の埋立て等の高さ（特定事業により生じたのり面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の部分を除く。以下同じ。）の上端と下端との垂直距離をいう。以下同じ。）及びのり面の勾(こう)配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ同表の土砂等の埋立て等の高さの欄及びのり面の勾(こう)配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分		土砂等の埋立て等の高さ		のり面の勾(こう)配
1 砂、礫(れき)、砂礫(れき)、礫(れき)質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	(1) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土及び第三種建設発生土	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾(こう)配
		その他	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル(土砂等の埋立て等の高さが5メートル以下の場合にあっては、1.5メートル)以上の勾(こう)配
	(2) その他	5メートル以下		垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾(こう)配
2 その他		安全計算を行い、安全が確保される高さ		安全計算を行い、安全が確保される勾(こう)配

- 4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条第1項第2号及び第7条から第10条までの規定に適合すること。
- 5 土砂等の埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、土砂等の埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水その他の地表水によるのり面の崩壊を防止するための排水溝の施設が設置されていること。
- 6 特定事業の完了後の地盤に雨水その他の地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- 7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。

8 特定事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

（様式第4号「特定事業変更許可申請書」）

2 変更の届出

以下の事項について変更した場合は、変更があった日から15日（法人であって、登記事項証明書の添付を要する場合は、30日）以内に、変更のあった旨を届け出ること。

- 条例10条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項（変更許可に該当するものは除く。）
- 法定代理人
- 役員
- 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者
- 使用人

（様式第5号「特定事業変更届」※）

※法定代理人、役員、株主、使用人に変更のあった場合は、以下の書類を添付すること。

・新旧比較表

[新たに法定代理人、役員、株主、使用人になった者がいる場合]

・誓約書

・住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書）

※住民票の写しは、概ね3月以内に発行されたもので、本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。

3 土砂基準及び水質基準の経過措置

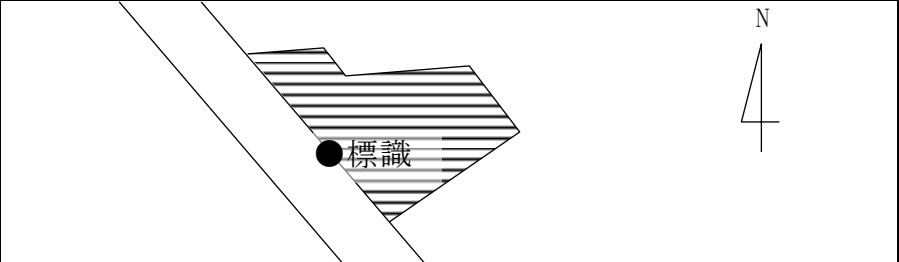
特定事業の許可申請後又は許可取得後に改正された土砂基準及び水質基準の適用については、その一部に経過措置が設けられている。

（条例施行規則の改正附則を参照）

土砂等の埋立て等に関する標識の例

標識は、公道に面する場所等、一般の方が見やすい位置に設置してください。

特定事業場の境界に、一般の方が見やすい場所がない場合は、周辺に設置して差し支えありません。

土砂等の埋立て等に関する標識	
許可年月日及び番号	〇〇年〇〇月〇〇日 愛媛県指令□第△△△号
特定事業の目的	宅 地 造 成
特定事業場の所在地	〇〇市〇〇町 1 2 3、3 4 5、5 6 7 番
特定事業を行う者の 氏名及び住所並びに 電話番号	氏名 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
	住所 △△市□□町〇〇〇番地
	電話番号 〇〇〇〇-▽▽-△△△△
特定事業の施工を管理する事務所の所在地及び電話番号	所 在 地 〇〇市〇〇町 1 3 3 番
	電話番号 〇〇〇〇-△△-▽▽▽▽
特定事業の施工を管理する者の氏名	△△部長 ▽ ▽ ▽ ▽ ▽
特定事業の施工期間	〇〇年〇〇月◇◇日 ~ □□年 ◇ 月〇〇日
特定事業区域の面積	3, 5 0 0 m ²
特定事業場の見取図	

(「事業の概要書」記載例)

特定事業の概要

- 1 申請者 ○○市○○町○○○番地
 ○○○○株式会社 代表取締役 ○○○○
- 2 特定事業場の位置
 ○○市□□町1番、2番、3番 全3筆
- 3 特定事業場の面積 10,000 m²
 うち特定事業区域の面積 9,500 m²
 (特定事業場のうち進入路部分 500 m²を除く。)
 ※ 特定事業場のうち特定事業区域以外の範囲がある場合は、その範囲がどのような場所(施設)なのかを記載する。
- 4 使用する土砂等の量 11,000 m³
- 5 特定事業の施工期間
 ○○年○月○日(又は許可の日)～ ○○年○月○○日
- 6 特定事業の目的等
 - ・ △△(株)が、工場建設のため敷地造成を行うものであるが、△△(株)と当社(○○株式会社)との工事請負契約により、特定事業(造成工事)を行うものである。
 - ・ なお、当該行為については、都市計画法の開発行為の許可済である。
(申請者：△△(株))
- 7 事業の内容
 - ・ 申請地は全面道路より約1 m低い農地であり、特定事業区域の全体について搬入土砂により道路高まで約1 mの盛土を行う。
 - ・ 使用土砂は、全量○○町の土砂採取場(□□建設)の山土を使用する。
 - ・ 工場建築敷地以外の区域については、特定事業完了後アスファルト舗装し、駐車場等とする。
- 8 担当者
 ○○株式会社 ○○課長 ●●●● TEL 0000-00-0000
 (株式会社▽▽設計事務所 ◇◇◇◇ TEL 0000-00-0000)

【注意事項】

- 1 特定事業場の一部が特定事業区域である場合は、特定事業区域以外の区域の説明を記載すること。
- 2 請負業者等が特定事業を行う場合、発注者等請負関係を明記すること。